金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融機関が営むことができない業務） **第三条**　令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～五　略］ 六　暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第三項各号に掲げる信託を除く。）及び信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託 ２　［略］ （業務の種類及び方法） **第四条**　信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一・二　略］ 三　引受けを行う信託に関する次に掲げる事項 ［イ～ハ　略］ ニ　信託業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。） ホ　法第六条の規定による元本の補塡又は利益の補足に関する事項 ヘ　［略］ 四　［略］ ２　前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。 一　［略］ 二　有価証券（第十二号に掲げるものを除く。） ［三～十　略］ 十一　暗号資産 十二～十四　［略］ （信託契約締結時の交付書面の記載事項） **第十五条**　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 ［一～三　略］	（金融機関が営むことができない業務） **第三条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　信託財産の管理又は処分において暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託 ２　［同上］ （業務の種類及び方法） **第四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　信託業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。） ホ　法第六条の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項 ヘ　［同上］ 四　［同上］ ２　前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。 一　［同上］ 二　有価証券（第十一号に掲げるものを除く。） ［三～十　同上］ ［号を加える。］ 十一～十三　［同上］ （信託契約締結時の交付書面の記載事項） **第十五条**　［同上］ ［一～三　同上］